

空き家を有効活用してみませんか

市では、空き家の有効活用を通して、移住および定住の促進による地域の活性化を図る「空き家バンク」事業を行っています。「空き家バンク」事業を誰かに売りたい、貸したい」などと考えている空き家所有者の皆さん、空き家バンクに登録してみませんか。実際の契約交渉などの仲介は、市と協定を締結した市内宅地建物取引業者が行いますので安心です。

◆空き家バンクとは

空き家の売却または賃貸を希望する所有者などからの申し込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して、市が提供する制度のことです。

空き家とは、個人が匝瑳市の区域内に所有し、かつ、現に居住していないまたは近く居住しなくなる建物およびその敷地のことをいいます。ただし、分譲住宅、賃貸住宅などの売却または賃貸を目的とした建物およびその敷地を除きます。

◆**空き家バンクに登録できる人**
物件の登録…空き家に係る所

有権その他の権利を有し、当該空き家の売却または賃貸を行うことができる人。
利用の登録…空き家に定住し、または定期的に滞在して、匝瑳市の自然環境、生活文化などに対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる人。

◆空き家バンクの利用手順

まずは登録が必要です。次の書類に必要事項を記入の上、企画課まちづくり戦略室まで提出してください。申込書の様式は、企画課窓口または市ホームページから入手することができま

【空き家所有者（売り手、貸し手）】

- ① 物件登録申込書
- ② 物件登録カード
- ③ 同意書

【空き家利用希望者（買い手、借り手）】

- ① 利用登録申込書
- ② 誓約書
- ◆ **契約方法**

市は、空き家に関する情報提供のみを行い、空き家の売買または賃貸借の交渉・契約などについては、市と協定を



締結した市内宅地建物取引業者に仲介を依頼します。なお、業者の仲介により契約が成立した場合には、宅地建物取引業法第46条第1項の規定による報酬（仲介手数料）が必要になります。

◆その他

制度の詳細については、市ホームページまたは左記までお問い合わせください。

問 企画課まちづくり戦略室

☎ 73・0081

福祉タクシー

利用券を交付

平成26年度分の福祉タクシー利用券を3月25日（火）から交付します。

対象者：①身体障害者手帳1級～3級の視覚障がい、下肢・体幹機能障がいのある人
②療育手帳（A）～（A）の2の人
③精神保健福祉手帳1級の人
申請に必要なもの…障害者手帳、印鑑

問 福祉課保護班

☎ 73・0096

野栄総合支所 ☎ 67・3111

健康のために受診しましょう

各種がん検診の日程が決まりました

4月から各種がん検診（胃がん・胸部レントゲン・前立腺がん・肝炎ウイルス）が始まります。

新規に受診を希望する人および過去3年以上検診を受診していない人は登録が必要です。登録者には検診時期の3週間前を目安に受診票を郵送します。

対象者・登録方法などは、広報そうさ2月号3ページをご覧ください。

問 健康管理課 ☎ 73・1200

◆各種がん検診日程表

4月実施日	対象地区	場 所	実施時間
16日(水)	中央(八日市場口・八・木)	保健センター	午前・午後
17日(木)	中央(八日市場イ)		午前のみ
20日(日)	中央(八日市場二・若潮町)・飯高 平日に受診できない人	野栄福祉センター	午前・午後
21日(月)	野田(野手)		午前・午後
23日(水)	野田(今泉・新堀)		午前のみ

7月実施日	対象地区	場 所	実施時間
2日(水)	椿海(椿)	保健センター	午前・午後
3日(木)	豊和・吉田		午前のみ
6日(日)	椿海(春海) 平和(東谷) 平日に受診できない人	保健センター	午前・午後
7日(月)	豊栄		午前のみ
8日(火)	平和(平木・川向・上谷中・荻野)		午前のみ

9月実施日	対象地区	場 所	実施時間
5日(金)	共興	野栄福祉センター	午前のみ
7日(日)	栄(栢田) 平日に受診できない人		午前・午後
8日(月)	栄(川辺・堀川)		午前のみ
9日(火)	須賀	保健センター	午前のみ
18日(木)	匝瑳 受診できなかった人		午前のみ
19日(金)	受診できなかった人		午前・午後

※対象地区は目安です。都合の悪い場合は別の日程で受診できます。

くらしの情報

各種障がい者手当

該当する場合は申請を

各手当を受給するには申請が必要。なお、障がい程度の審査、所得制限があります。

◆特別障害者手当

精神または身体に著しい重

度の障がい有するため、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に支給される手当

◆障害児福祉手当

精神または身体に重度の障

がい有するため、日常生活で常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児に支給される手当

◆重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

次の①もしくは②に該当する障がい者、またはその人を介護する同居の家族の一人に支給される手当

①20歳以上の在宅の重度知的障がい者(療育手帳に記載された障がいの程度がAの1、Aの2、Aの1、Aの1、Aの2のいずれかである人、または障害者相談センター所長が発行する判定書で重度と判定された人) ②20歳以上65歳未満で在宅のねたきり身体障がい

い者(居宅で6か月以上常にねたきりで、入浴、食事、排便など日常生活のほとんどに介護を要する身体障害者手帳を持つ人)

※重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当は、特別障害者手当の受給者や、介護保険法による保険給付(年度通算7日以内の短期入所利用を除く)を受けた人、またはその人を介護する同居の家族へは支給しません。

☎福祉課福祉班 ☎73・0096
野栄総合支所 ☎67・3111

3月中に郵送します

国民健康保険証が更新に

国民健康保険の被保険者証は、年1回、4月1日に一斉更新しています。新しい保険証は3月中に簡易書留で世帯ごとに郵送します。

◆臓器提供意思表示欄

保険証裏面の「臓器提供意思表示欄」を記入する場合は、保険証の送付文書で注意事項を確認してください。個人情報保護シールが必要な場合は、

国民年金Q&A

Q 引越しをする予定です。何か手続きが必要ですか。

A 国民年金加入者(第1号被保険者、任意加入被保険者)は、原則、住所変更の手続きは必要ありません。

厚生年金、共済年金加入者(第2号被保険者)、またその扶養の配偶者(第3号被保険者)は、職場を通して住所変更の手続きをしてください。

被保険者でない60歳以上の人は、年金の受給・未受給に関わらず、転入先の市区町村を管轄する年金事務所へ住所変更の届け出をしなければな

りません。届け出用紙は各市区町村に用意してあります。ただし、年金請求または専用の届出書で日本年金機構へ住民票コードを届け出している人については、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて自動的に住所変更の情報を取得しますので、住所変更の手続きは原則不要です。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

☎佐原年金事務所
☎0478・54・1442
市民課国保年金班
☎73・0086

市民課または野栄総合支所で配布しています。

◆高齢受給者証の差し替え

現在、高齢受給者証を交付済みの人は、自己負担1割の特例が延長されましたので、今月中に新しい高齢受給者証を送付します。なお、4月以降新たに70歳になる人(昭和19年4月2日以降生まれ)は対象になりませんので、本来

制度の2割負担となります。また、現役並み所得者の自己負担割合は3割のまま変更ありませんので、差し替えの高齢受給者証は送付しません。高齢受給者証の使用は、70歳誕生月の翌月からです。75歳になる人は、誕生日の前日までが有効期限です。

☎市民課国保年金班
☎73・0086

募金へのご協力 ありがとうございました



集めた募金を市長へ手渡すボーイスカウトの団員たち

平成25年度赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金は、おかげさまで目標額を上回ることでできました。赤い羽根共同募金の571万1503円と歳末たすけあい募金剰余金273万6857円は県共同募金会に納め、歳末たすけあい募金は次の通り配分しました。

◆要保護世帯へ141万6千円、身体・知的障がい者へ21万5千円、寝たきり障がい者・高齢者へ24万5千円、交通遺児へ5千円、父子家庭へ11万9千円、手をつなぐ育成会へ10万円(計210万円)

☎社会福祉協議会
☎73・0759